別表第一及び別表第三を次のように改める。

別表第一

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		給与所得控除の額
以上	以下	
円	円	
169,444円以下		57,500円
169,445	299,999	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×30％＋6,667円
300,000	549,999	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×20％＋36,667円
550,000	708,330	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×10％＋91,667円
708,331円以上		162,500円

（注）　給与所得控除の額に１円未満の端数があるときは、これを切り上げた額をもつてその求める給与所得控除の額とする。

別表第三

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		基礎控除の額
以上	以下	
円	円	
2,120,833円以下		51,667円
2,120,834	2,162,499	40,000円
2,162,500	2,204,166	26,667円
2,204,167	2,245,833	13,334円
2,245,834円以上		０円

○財務省告示第八十九号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十二条の三第七項（同条第十四項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第七項に規定する財務大臣が指定する国又は地域を次のように定め、令和八年一月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

アメリカ合衆国